

公共工事における予定価格設定時の「歩切り」に関する調査の結果について

平成 27 年 4 月 28 日
総務省
国土交通省

昨年 6 月の公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号。以下「公共工事品質確保法」という。）の改正により、予定価格の適正な設定が発注者の責務として位置づけられました。これを受け、公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針（平成 26 年 9 月 30 日閣議決定により変更）においては、予定価格の設定に際し、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除するいわゆる「歩切り」が公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号に違反することが明記され、地方公共団体の長は、予定価格の設定について必要に応じた見直しを直ちに行うことが求められています。

これを踏まえ、各地方公共団体における「歩切り」の実施の有無、実施している場合における見直しの検討状況等について、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）第 19 条第 3 項に基づく措置状況の公表に資するための調査を実施しました。

今般、調査の結果を次のとおり取りまとめましたので、お知らせします。

＜調査対象機関＞

47 都道府県、20 指定都市、1,721 市区町村

＜調査対象時点＞

平成 27 年 1 月 1 日現在の状況

＜調査における留意事項＞

- ・本調査的回答に当たって、「歩切り」の違法性及び定義について示したリーフレット（別添）により、調査の趣旨・目的を確認いただき、地方公共団体の長等、予定価格の設定に権限と責任を有する方の判断を経た上の回答を依頼しています。
- ・回答の内容等によって個別に事情を確認し、公共工事品質確保法第 7 条第 1 項第 1 号で禁止される「歩切り」の撤廃に理解をいただけないなどの場合には、必要に応じて当該発注者名を公表すること等により改善を促すこととしています。
- ・今回の調査結果を踏まえた見直しの進捗状況について、今後も適時調査を行います。

＜回収率＞

100% (1,788 団体から回答)

＜調査事項及び回答の概要＞

1. 歩切りの違法性及び定義等についての理解

リーフレット（別添）の内容を確認・理解した	1,783 团体
リーフレット（別添）の内容を確認・理解していない（※1）	5 団体

(※1) 「理解していない」とした主な理由

[設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額する場合や端数を切り下げる予定価格を設定する場合において、やむを得ない場合となる「極めて少額」の具体的な範囲が示されていない 等]

2. 予定価格の設定方法及び見直しの予定（ブロック^(注)別）

(有効回答 1,788 団体)

		全国	北海道	東北	関東	北陸	中部	近畿	中国	四国	九州	沖縄
団体数（都道府県含む）		1,788	180	233	429	67	164	222	112	99	240	42
設計書金額と予定価格 が同額		1,031 (58%)	163 (91%)	108 (46%)	274 (64%)	42 (63%)	93 (57%)	113 (51%)	56 (50%)	55 (56%)	103 (43%)	24 (57%)
設計書金額から減額して予定価格を決定している場合がある		757	17	125	155	25	71	109	56	44	137	18
減額の理由	慣例、財政健全化等のため（※2）	459	8	87	100	16	51	55	25	31	75	11
	見直しを H27.4まで	259	2	55	60	7	28	31	12	16	43	5
	行う予定 H27.5以降	44	0	1	6	2	3	13	3	5	10	1
	未定	149	6	31	34	6	20	10	9	7	21	5
	見直しを行う予定はない	7	0	0	0	1	0	1	1	3	1	0
	端数処理等（※3）	297	9	38	54	9	20	54	31	13	62	7
	未回答	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0

(※2) 設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「慣例による」、「自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため」、「一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため」、「追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため」又は「その他」のいずれかを含む回答をした団体。

(※3) 設計書金額から減額して予定価格を決定している団体のうち、その減額理由として、「事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下している」又は「予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じている」のいずれかのみを回答した団体。

3. 設計書金額から減額して予定価格を決定している場合の減額の理由

(有効回答 757 団体 複数回答可)

慣例による	221
自治体財政の健全化や公共事業費の削減のため	209
一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため	69
追加工事の発生に備えて、予算の一部を留保することにより、議会手続を経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため	19
端数処理	355
予定価格の漏洩を防ぐため、システムで無作為に発生させた係数を乗じることによる調整	39
その他（※4）	94
未回答	1

（※4）実勢取引価格を考慮、予定価格漏洩防止等のため契約担当官が決定 等

（注）ブロック毎の都道府県の内訳は次のとおり

北海道：北海道

東 北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

関 東：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県

北 陸：新潟県、富山県、石川県

中 部：岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近 畿：福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中 国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四 国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九 州：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

沖 縄：沖縄県

以上

「歩切り」の廃止による予定価格の適正な設定について

ご存知ですか？「歩切り」は違法です

公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成17年法律第18号。以下「品確法」という。）の改正（※）により、いわゆる「歩切り」による予定価格の切り下げは法律違反であることが明確になりました。（「歩切り」の違法性及び定義については裏面を参照）

（※）衆・参両院ともに全会一致で可決・成立、公布・施行 H26.6.4

「歩切り」を根絶すべき、これだけの理由

住民のくらしと安全を支えるインフラのメンテナンスや災害対応を持続的に行なうことは、自治体にとって今後ますます重要な課題となります。

改正品確法においては、インフラの将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保を図るため、発注者の責務が大幅に拡充され、発注者は適切な積算により予定価格を適正に設定することとされました。

「歩切り」が行われると、予定価格が不当に引き下げられることにより、

- ・見積り能力のある建設業者が排除されるおそれがあること
 - ・ダンピング受注を助長し、公共工事の品質や安全の確保に支障をきたすこと
 - ・担い手の中長期的な育成・確保に必要な適正な利潤を受注者が確保できないおそれがあること
 - ・下請業者や現場の職人へのしわ寄せ（法定福利費のカット等）を招くこと
- などが懸念され、インフラのメンテナンスや災害対応等、10年後、20年後の地域の維持に支障が出るおそれがあります。

また、予定価格が実勢価格と乖離することとなり、入札不調の発生につながるおそれもあります。

発注者は「歩切り」の根絶を！

「歩切り」には、以上のように多くの問題点があります。発注者は、「歩切り」の問題点と改正品確法の趣旨を十分理解し、将来にわたる品質や担い手の確保の観点を踏まえることなく「ただ安ければよい」としてきた、一部に残る意識や慣例を改めて、「歩切り」を廃止し、市場の実勢等を的確に反映した積算による予定価格の適正な設定に取り組んでいかなければなりません。

「歩切り」の違法性について

改正品確法第7条第1項第1号において、発注者は「適切に作成された仕様書及び設計書に基づき、経済社会情勢の変化を勘案し、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した積算を行うことにより、予定価格を適正に定める」とこととされています。

このため、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額の一部を控除する行為（「歩切り」）は、予定価格を適正に定めているとは言えず、品確法に違反することとなります。

また、「歩切り」を行って決定した予定価格による入札手続の入札辞退者にペナルティを課すなどにより、歩切りを行って決定した予定価格の範囲内での入札を実質的に強いるようなことは、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に違反するおそれがあり、この場合、特に必要があると認めるときは、許可行政庁は当該発注者に対して必要な勧告をすることができることとされています。（※）

（※） 建設業法第19条の5及び「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」

（H23.8 国土交通省土地・建設産業局建設業課）

「歩切り」とは？

「歩切り」とは、「適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除する行為」（※）であり、市場の実勢等を的確に反映した積算を行うことにより算定した設計書金額（実際の施工に要する通常妥当な工事費用）の一部を予定価格の設定段階で控除する行為のことです。

例えば、下記のような場合、通常は「歩切り」に該当することから、財務規則や事務取扱要領等の根拠規定を見直した上で、その運用を是正することが必要です。

- ① 慣例により、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ② 自治体財政の健全化や公共事業費の削減を目的に、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ③ 一定の公共事業費の中でより多くの工事を行うため、設計書金額から一定額を減額して予定価格を決定
- ④ 追加工事が発生した場合に備えて、予算の一部を留保することにより、補正予算に係る議会手続きを経ずに変更契約を円滑に行えるようにするため、設計書金額から一定の額を減額して予定価格を決定
- ⑤ 予定価格の漏洩を防ぐため、設計書金額にシステムで無作為に発生させた係数を乗じることにより減額して予定価格を決定

事務の効率化のため、設計書金額の端数を切り下げて予定価格を決定 等

ただし、⑤については、その減額や端数の切り下げが、入札契約手続の透明性や公正性の確保等を図るために合理的なものであり、かつ、極めて少額にとどまるときには、やむを得ない場合があると考えられます。

（※） 公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針 第2-4-(1)

（最終変更：H26.9.30 開議決定）